

議案第 1 0 号

岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定めるものとする。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の育児休業等に関する条例（平成４年岩倉市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第８条中「(以下この項において「調整期間」という。)」を削り、第２章中同条の次に次の２条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第８条の２ 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２ 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第８条の３ 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (１) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (２) 育児休業に関する相談体制の整備
- (３) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第９条第２号中「(昭和５９年岩倉市条例第２号)」を削る。

第１６条の表第６条第１項の項及び第１８条の表第６条第１項の項中「岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年岩倉市条例第２０号)」を「勤務時間条例」に改める。

第１９条第２号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第２０条第２項中「同条例」を「勤務時間条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 3 号の改正規定、第 2 章中第 8 条の次に 2 条を加える改正規定及び第 19 条第 2 号の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。